

# 登別市津波避難計画

登 別 市

# 目 次

第1章 総 則	1
1 目 的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 津波避難計画	3
1 避難対象地域	3
2 避難困難地域	6
3 指定避難所	8
4 津波避難ビル	8
5 避難路・避難経路	11
6 避難方法	11
第3章 初動体制	17
1 職員の連絡・参集体制	17
2 津波情報の収集・伝達	18
第4章 避難指示等の発令	19
1 発令基準	19
2 発令時期及び発令手順	19
3 伝達方法	19
第5章 津波防災・減災対策の教育・啓発	22
1 津波防災・減災啓発の手段	22
2 津波防災・減災啓発の内容	22
第6章 観光客への避難対策	24
資 料	
○避難路（鷺別・美園・若草・新生・富岸地区）	25
○避難路（富岸・青葉・幌別地区）	26
○避難路（幌別・幸町地区）	27
○避難路（富浦・登別地区）	28

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

本計画において、津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、観光客、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。

### 2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要があると認められるときには、これを修正する。

### 3 用語の意味

この計画において使用する用語等は次のとおりである。

#### （1）津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、北海道が令和3年10月8日に指定した日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波の浸水範囲をいう。

なお、指定にあたり、基準水位（津波が建物等に衝突した際のせり上がりを考慮した地盤面からの高さ（水深））も併せて表示する。

#### （2）避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波災害警戒区域の範囲をいう。

#### （3）避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域外又は指定緊急避難場所等まで避難することが困難な地域をいう。

#### （4）指定避難所

被災者等が避難する施設で、帰宅及び仮設住宅等に移動できるまで生活を送る施設をいう。市が避難対象地域外に指定するもので、本マニュアルでは、津波の影響範囲に対応した避難所を指す。

#### （5）指定緊急避難場所

津波の危険から緊急的に避難するための高台や施設等をいう。

#### （6）高台避難場所

津波時に緊急的に避難する津波災害警戒区域外にある避難場所をいう。指定緊急避難場所のひとつ。

(7) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する指定緊急避難場所のひとつ。

(8) 避難路

避難する場合の経路で、市が選定する主要道路をいう。

(9) 避難経路

避難する場合の避難路等に接続する経路で、地域住民が選定するものをいう。

(10) 高齢者等避難

遠地地震において、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表されることがあることから、市町村長が、津波警報等の発表前であっても必要と認める地域の住民等に対し、避難に時間のかかる高齢者や障がい者等に危険な場所から避難を指示する発令をいう。

(11) 避難指示

市町村長が、必要と認める地域の住民等に対し、危険な場所から全員避難を指示する発令をいう。

## 第2章 津波避難計画

### 1 避難対象地域

避難対象地域の選定にあたっては、避難指示等を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わることを重視し、丁目を基本単位とする。

なお、本避難計画における避難の考え方は、避難対象地域外の町内会等における自主的な避難計画にも準用する。

町内会名等	所属町名	避難対象地域の区別
登別温泉日和山町内会	登別温泉町	—
登別温泉湯の滝町内会		
登別温泉湯の花町内会		
登別温泉青山町内会		
登別温泉紅葉谷町内会	中登別町	
新登別町内会	上登別町	
カルルス温泉町内会	カルルス町	
中登別町内会	中登別町	
東札内町内会	札内町	
中札内町内会		
西札内町内会		
東来馬町内会	来馬町	
登別東町一町会	登別港町1丁目 登別東町1丁目	避難対象
登別東町2町会	登別東町2丁目	
登別東町第三町会	登別東町3丁目	
登別東町第4町会	登別東町4丁目	
登別東町第五町会	登別東町5丁目	
登別東町団地町内会		
登別本町会	登別本町1丁目 登別本町3丁目	避難対象
登別本町2町会	登別本町2丁目	
紀文台町内会	中登別町	—
富浦町会	富浦町1丁目 富浦町2丁目 富浦町5丁目	避難対象
すずらん団地町内会	富浦町4丁目 幸町3丁目 幸町4丁目 幸町5丁目 幸町6丁目	
幌別第一町内会	幌別町1丁目	避難対象
幌別第二町内会	幌別町2丁目	
幌別第3町内会	幌別町3丁目	
幌別鉄南第5町内会	幌別町4丁目	
幌別鉄南第6町内会	幌別町5丁目	
幌別鉄南第7町内会	幌別町6丁目	
幌別鉄南第八町内会	幌別町7丁目	
	幌別町8丁目	

千歳町内会	千歳町	避難対象
新栄町内会	千歳町 6丁目	
ニナルカ町内会	新栄町 幸町 1丁目 幸町 2丁目	
緑ヶ丘町内会	常盤町 3丁目 千歳町 3丁目	
南千歳町内会	千歳町 2丁目 千歳町 4丁目 千歳町 5丁目	
常盤町内会	常盤町 1丁目 常盤町 2丁目 常盤町 4丁目 常盤町 5丁目	
	常盤町 6丁目	—
千歳団地町内会	千歳町 1丁目	避難対象
中央栄町内会	中央町 1丁目	
中央町駅前町内会	中央町 2丁目	
中央町三丁目町内会	中央町 3丁目	
中央町十字街町内会	中央町 4丁目	
中央町内会	中央町 5丁目	
中央新生町内会	中央町 6丁目	
中央東町内会	中央町 7丁目	
新川町内会	新川町 1丁目	
新川第二町内会	新川町 2丁目	
香風町会	新川町 3丁目	
プレハブ町内会	新川町 4丁目 富士町 3丁目	
曙町内会	富士町 1丁目	
新和会	富士町 2丁目	
山手町内会	富士町 4丁目	
柏木町内会	富士町 5丁目	
柏木団地町内会	富士町 6丁目 富士町 7丁目 柏木町 1丁目 柏木町 2丁目 柏木町 3丁目 柏木町 4丁目 柏木町 5丁目	
	片倉町 1丁目	—
片倉町内会	片倉町 2丁目 片倉町 3丁目 片倉町 4丁目 片倉町 5丁目 片倉町 6丁目	避難対象
鉾山町内会	鉾山町	—
来福町内会	桜木町 1丁目	避難対象
さくら団地自治会	桜木町 2丁目	
桜木団地町内会	桜木町 3丁目	
西川上町内会	桜木町 4丁目	

新登津町内会	桜木町 5 丁目	避難対象
緑町団地町内会	桜木町 6 丁目	
青葉町青嶺高町内会	緑町 2 丁目	
市営住宅桜木自治会	青葉町	
若緑町内会	緑町 1 丁目	
あかしや町内会	若山町 1 丁目	
若山団地町内会	若山町 2 丁目	
汐平町内会	若山町 3 丁目	
大和町内会	大和町 1 丁目 大和町 2 丁目	
富岸町内会	富岸町	—
	富岸町 1 丁目 富岸町 2 丁目 富岸町 3 丁目	避難対象
新生団地自治会	新生町 2 丁目	
新生町 2 丁目町会		
新生町内会		
新生北町内会		
新生町三丁目町会	新生町 4 丁目	
新生町望洋町内会	新生町 5 丁目	—
	新生町 6 丁目	
鷺別 1 丁目町内会	鷺別町 1 丁目	避難対象
鷺別 2 丁目町内会	鷺別町 2 丁目	
鷺別 3 丁目町内会	鷺別町 3 丁目	
鷺別町 4 丁目町内会	鷺別町 4 丁目	
鷺別町 6 丁目町内会	鷺別町 5 丁目	
ひまわり町内会	鷺別町 6 丁目	
はまなす町内会	栄町 1 丁目	
ありあけ町内会	栄町 2 丁目	
はまわし町内会	栄町 3 丁目	
富浜町内会	栄町 4 丁目	
若葉町内会	若山町 4 丁目	
若草町内会	若草町 1 丁目	
若草第二町内会	若草町 2 丁目	
	若草町 3 丁目	
	若草町 4 丁目	
	若草町 5 丁目	
	若草町 6 丁目	
上鷺別町	—	
美園南町内会	美園町 1 丁目	避難対象
旭ヶ丘町内会	美園町 2 丁目	
美園町会	美園町 3 丁目	
	美園町 4 丁目	
	美園町 5 丁目	
美不二町会	美園町 6 丁目	—
桜ヶ丘町会		

※「—」は避難対象外。

## 2 避難困難地域

本市において、避難対象地域内で、避難対象地域外又は高台避難場所までの経路が原則1, 600mを越える地域が該当する。

避難困難地域は、避難訓練等を実施して、津波到達予測時間内に避難できるか否かを確認した上で、必要と認めたときには修正する。

避難困難地域の選定は、以下の(1)～(5)の手順で行う。

なお、本市の住宅街において避難困難地域はない。

### (1) 津波到達予測時間

津波到達予測時間及び予想される津波の高さは、道が指定した「津波災害警戒区域」による。(津波到達予測時間、予想される津波の高さは地域により異なるが、市内最短時間、市内最大高さで設定)

津波(第1波)到達予測時間(市内最短時間の地域)	39分
予想される津波の高さ(市内最大の地域)	1.2m

### (2) 高台避難場所(指定緊急避難場所)の設定

避難者が避難対象地域外へ避難する際の目標地点として高台避難場所を設定する。

高台避難場所の設定の考え方は、次のとおりとする。

- ① 津波災害警戒区域外で多くの住民等が避難できるところ
- ② 原則、歩いて避難できるところ
- ③ 階段や道路等が整備されていないところでも、緊急的に避難が可能であるところ
- ④ 草地や林等であっても、緊急的に避難が可能であるところ
- ⑤ 多少の傾斜地であっても、緊急的に避難が可能であるところ

### ◎高台避難場所一覧

町名	名称	海拔(m)
白老町虎杖浜	国道36号と道道登別港線との交差点付近	22
白老町虎杖浜	小和田宅前付近	22
登別東町	金毘羅寺付近	54
登別本町	平興業資材置場付近(旧アオノ産資付近)	25
登別本町	時代村社員寮付近	39
富浦町	富浦墓地付近	71
富浦町	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近	17
千歳町	サト岡志別大橋付近	33
千歳町	岡志別の森運動公園奥付近	12
千歳町	千歳町6丁目ウグイス団地奥高速道路付近	35
千歳町	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリ一千歳奥付近	21
千歳町	道道上登別室蘭線と市道カルルス路線との交差点付近	56
千歳町	幌別中学校付近	21
千歳町	市役所本庁舎建設予定地付近(旧陸上競技場付近)	13
常盤町	有限会社 真英技建加工場付近	28
柏木町	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近	14



柏木町	柏木ジュニアーズ石山球場付近	18
柏木町	望洋公園付近	83
柏木町	来馬墓地付近	16
富士町	大英寺奥旧土取り場付近	11
片倉町	望洋団地付近	26
川上町	見晴公園付近	37
川上町	ノボリトラシナイ川高速道路付近	13
青葉町	青葉小学校付近	12
青葉町	高速道路青葉橋付近	36
若山町	若山の家付近	13
富岸町	いぶり花づくりネットワーク付近	23
富岸町	富岸墓地付近	31
富岸町	緑陽中学校付近	19
富岸町	いなか村ゴルフ練習場付近	31
富岸町	いなか村付近	20
富岸町	亀田霊園付近	62
富岸町	亀田記念公園付近	15
新生町	法栄寺付近	40
新生町	希望の家付近	28
若草町	若草望洋広場付近	17
上鷲別町	高野台団地入口付近	44
上鷲別町	優和公園奥小川宅付近	42
上鷲別町	尾形組奥伊藤宅付近	39
美園町	室蘭総合自動車学校付近	26
美園町	上鷲別墓地付近	12
美園町	熊谷宅裏山付近	12
美園町	上鷲別神社付近	25
鷲別町	真宗寺・鷲別神社付近	24
室蘭市日の出町	いしだ市民斎場駐車場付近	8
室蘭市高砂町	緑ヶ丘公園付近（旧高砂小学校付近）	19

(3) 避難路及び避難経路の選定

高台避難場所まで短時間で、かつ安全に到達できる避難路及び避難経路を選定する。

(4) 避難可能範囲

津波到達予測時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予測時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式より算出する。

(市内最短時間での津波到達予測地域の場合)

避難可能距離	÷	(歩行速度)	×	(津波到達予測時間)
1,600m	÷	48m/分	×	(39分-5分)

歩行速度の48m/分(0.8m/秒)は、総務省消防庁が作成した津波対策推進マニュアル検討報告書の「自力のみで行動できにくい人(水平)」の歩行時間により設定した。

また、地震発生から5分後には避難を開始できるものと設定した。

### (5) 避難困難地域の選定

前記(1)から(4)までの検討に基づき、避難対象地域のうち津波到達予測時間内に、設定した避難路等を通して高台避難場所まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として定める。

### 3 指定避難所

指定避難所は、津波の危険から避難するために、まず避難者が直接又は高台避難場所に避難し、安全が確認された後に避難する所であり、避難対象地域の範囲を勘案し選定する。(津波災害警戒区域外にある指定避難所一覧)

なお、津波警報時については、3m未満の浸水深の予報であることから、JRの線路以北(山側)の指定避難所を選定するものとする。

#### ◎津波災害警戒区域外にある指定避難所一覧

施設名	所在地	構造	収容可能人数
幌別中学校(体育館)	千歳町3-1-3	S	370
青葉小学校(体育館)	青葉町3-3	S	310
緑陽中学校	(校舎) (体育館)	富岸町1-11-1	RC 1,400
			S 310
美園児童センター	美園町5-36-4	CB	90
泉和園	登別温泉町17	RC	70
のほりべつ文化交流館(カント・レラ)	登別温泉町123	RC	290
ネイチャーセンター(ふおれすと鉱山)	鉱山町8-3	RC	140
カルルス会館	カルルス町27-7	木造	40
白樺の家	中登別町152-3	木造	30
札内借楽園	札内町73-1	木造	40
翠の家	登別東町5-13-6	木造	50
登別小学校	登別本町3-25-2	CB	270
常盤の家	常盤町3-26-3	木造	30
若山の家	若山町2-43-128	木造	50
希望の家	新生町5-23-21	木造	30
桜美園	上鷲別町117-26	木造	30
合計	16施設		3,550

※上記施設のほか、津波及び地震等の被害の状況により使用できる他の公共施設を加え、民間及び他の自治体と連携・協力体制のもと開設する。

※構造の「CB」はコンクリートブロック造、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造の略。

### 4 津波避難ビル

津波から身を守るためには、直ちに高台に逃げる必要があるが、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、高台避難場所までの避難が困難な場合がある。そのため、浸水想定区域内に緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。

津波避難ビルは、住民等の生命の安全を確実に担保するものではないが、津波避難ビルの選定にあたって認識しておくべき最も重要な点は、津波から生命を守る可能性の高い手段を少しでも多く確保しておくという姿勢である。

このため、平成24年3月に国土交通省が策定した「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」及び平成24年6月に北海道が策定した「津波避難計画策定指針」を踏まえ、市内における避難施設を選定する際の要件等を考慮し、津波避難ビルとして指定するものとする。

また、現在の津波防災地域づくり法の制定に伴い、既に指定している津波避難ビルの構造基準等について調査（平成23年国土交通省告示第1318号に基づく確認）を進め、安全性の確保ができない場合は、指定の解除等を検討することとする。

#### （1）津波避難ビルの構造的要件

- ① RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造とする。
- ② 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- ③ 避難スペースの高さは想定される津波高の基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）の考え方を考慮する。

#### （2）津波避難ビルの位置的要件

- ① 北海道が令和3年10月8日に指定した津波災害警戒区域内にあること。
- ② 海岸に直接面していないこと。

#### （3）津波避難ビルの選定

- ① 上記、「（1）構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「（2）位置的要件」に沿った地域から選定する。
- ② マンション等住宅においては、津波避難ビル選定について、施設所有者・管理者及びマンション等住民の意見を代弁できる代表者の同意を得た施設から選定する。
- ③ 施設所有者・管理者等の合意が得られた後、津波避難ビルに関する協定書の取り交わしを行い、選定を行うものとする。ただし、公共施設及びこれに準じる施設を選定する場合は、協定書の取り交わしを要しないものとする。
- ④ 上記要件と合致した建物であっても、避難スペースの確保が難しい施設、使用目的などが特殊な施設及び多くの地域住民から不安視された施設等、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。
- ⑤ 施設には、その施設が避難ビルに選定されていることを示す表示板を掲示する。その際、標識のデザインはISOにより国際規格化されたピクトグラムを使用する。

#### （4）津波避難ビルとして活用

- ① 津波避難ビルとしての活用は、津波警報又は大津波警報発表時から警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が必要と認めるときから市が必要でなくなったと認めるときまでとする。

- ② 開設時の施設の利用及び解錠方法等については、施設管理者等との事前確認を綿密に行うものとする。

(5) 周知、啓発等

- ① 津波避難ビルを選定・解除した場合には、市の広報紙及びウェブサイト等を利用して住民等に対して周知を行うとともに、登別市連合町内会役員会等にて周知を図る。また、防災関係機関への周知を行い、平時からの情報共有等を図る。
- ② 市は、平時から住民、自主防災組織及び防災関係団体等に対して、津波避難ビルの選定の目的及び活用方法等について啓発する。
- ③ 市は、津波避難ビルの活用にあたり、住民等に対して、施設管理者、施設に避難する避難者、双方が迷いなく、秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

◎津波避難ビル一覧

施設名	住 所	避難できる階層	収容人員 (人)	避難入口
道営住宅鷺別団地	鷺別町3-45-4、 45-5	4・5階廊下	96	1階玄関
鷺別職員宿舎A	鷺別町4-31-1	3階以上階段・踊り場	23	1階玄関
鷺別小学校	鷺別町4-36-2 1	3・4階校舎、 屋上	1,057	非常階段
若草小学校	若草町1-1-2	3階校舎	181	1階職員玄関
道営住宅「であえーるはまなす団地」	栄町1-10-24、 10-25	4・5階廊下	107	1階玄関
北海道登別青嶺高等学校	青葉町42-1	3・4階校舎	691	正面玄関
イオン登別店	若山町4-33-1	屋上駐車場	2,500	屋上駐車場入口
桜木市営住宅6・7・8	桜木町4-1-1	4・5階廊下	254	1階玄関
西陵中学校	片倉町5-12-1	3・4階校舎	527	2階生徒玄関
市民会館	富士町7-33-1	2階中ホール等	523	正面玄関
登別中央ショッピングセンターアーニス	中央町4-11	3・4階駐車場	2,670	1階各玄関又は駐車場スロープ
登別記念病院	中央町1-1-4	4階リハビリ室	136	外階段から4階非常口
鉄南ふれあいセンター	幌別町3-17-1	3階ホール	92	正面玄関
日本工学院北海道専門学校 学生寮ドミトリーほろべつ	千歳町2-7-2	3～8階廊下	145	正面玄関
幌別東市営住宅1号棟	幌別町8-13	4階廊下	45	1階玄関
JCHO登別病院職員宿舎 A・B棟	登別東町4-26- 1、26-3	2～4階階段・踊り場	32	1階玄関

## 5 避難路・避難経路

避難路の指定及び避難経路の選定は、できるだけ短時間で高台避難場所に到達できるよう考慮するものとする。

## 6 避難方法

避難にあたって自動車を使用することは、家屋の倒壊、落下物、渋滞、交通事故等により走行できない場合があり、自動車が徒歩による避難者の避難を妨げる等の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとする。

ただし、単独による徒歩避難が困難（避難行動要支援者）であり、他者の援護を受けても高台避難場所への避難が困難な場合（※）においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め地域（町内会等）で検討することを条件に、自動車による避難を認めるものとする。自動車による避難者については、地域で自動車を使用する避難者一覧を作成するなど、避難ルート内の地域住民（町内会等）で情報共有することが望ましい。

※明らかに徒歩による移動が困難な場合を除き、地域で避難訓練等を複数回実施し、時間の短縮が望めない場合。

### ◎各避難対象地域の高台避難場所、避難路、津波避難ビル等

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
登別東町一町会 (登別港町1丁目、 登別東町1丁目)	小和田宅前付近・金 毘羅寺付近	道道登別停車場線・国道36 号・道道洞爺湖登別線	JCHO登別病院職員宿舎
登別東町2町会 (登別東町2丁目)	金毘羅寺付近・平興 業資材置場付近(旧 アオノ産資付近)	道道登別停車場線・道道洞爺湖 登別線・市道石山通り・市道本 町花園通り	JCHO登別病院職員宿舎
登別東町第三町会 (登別東町3・4丁 目)	金毘羅寺付近	道道洞爺湖登別線・市道登別環 状線・市道東町8号線	JCHO登別病院職員宿舎
登別東町第4町会 (登別東町4丁目)	金毘羅寺付近	国道36号・市道東町8号線	JCHO登別病院職員宿舎
登別東町第5町会 (登別東町5丁目)	金毘羅寺付近	国道36号・市道東町8号線	JCHO登別病院職員宿舎
登別本町会 (登別本町1丁目、 3丁目)	平興業資材置場付近 (旧アオノ産資付 近)・時代村社員寮付 近	市道本町花園通り・市道登別環 状線・市道登別富浦路線	
登別本町2町会 (登別本町2丁目)	平興業資材置場付近 (旧アオノ産資付近)	市道石山通り・市道円山通り	
富浦町会(休会中) (富浦町1・2・5丁 目)	富浦墓地付近・国道 36号と市道富浦1 号線との交差点付近	市道富浦1号線	
すずらん団地町内会 (富浦4丁目、幸町 3～6丁目)	国道36号と市道富 浦1号線との交差点 付近	国道36号	

幌別第一町内会 (幌別町1・2丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道幌別停車場線・道道弁景幌別線・市道中央通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、鉄南ふれあいセンター、登別記念病院
幌別第二町内会 (幌別町1～4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道幌別停車場線・道道弁景幌別線・市道中央通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、鉄南ふれあいセンター、登別記念病院
幌別第三町内会 (幌別町1～4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道幌別停車場線・道道弁景幌別線・市道中央通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、鉄南ふれあいセンター、登別記念病院
幌別鉄南第五町内会 (幌別町3・4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道幌別停車場線・道道弁景幌別線・市道中央通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ、鉄南ふれあいセンター、登別記念病院
幌別鉄南第六町内会 (幌別町3・4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道幌別停車場線・道道弁景幌別線・市道中央通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ、鉄南ふれあいセンター、登別記念病院
幌別鉄南第七町内会 (幌別町5・6丁目)	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近・市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道弁景幌別線・市道千歳10号線・市道千歳20号線・市道中央通り・市道カルルス路線・市道千歳1号線・市道札内路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ、鉄南ふれあいセンター、幌別東市営住宅、登別記念病院
幌別鉄南第八町内会 (幌別町7・8丁目)	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近・市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	道道弁景幌別線・市道千歳10号線・市道千歳20号線・市道中央通り・市道カルルス路線・市道千歳1号線・市道札内路線	ドミトリーほろべつ、幌別東市営住宅
千歳町内会 (千歳町6丁目、新栄町、幸町1・2丁目)	岡志別の森運動公園奥付近	市道中央通り	
新栄町内会 (新栄町)	サト岡志別大橋付近・岡志別の森運動公園奥付近	市道サト岡志別路線・市道中央通り	
ニナルカ町内会 (千歳町6丁目)	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近	市道千歳1号線・市道札内路線	
緑ヶ丘町内会 (常盤町3丁目、千歳町3丁目)	幌別中学校付近	市道カルルス路線	
南千歳町内会 (千歳町2・4・5丁目)	岡志別の森運動公園奥付近・日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近	市道中央通り・市道千歳1号線・市道札内路線	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ
常盤町内会 (常盤町1・2・4・5丁目)	(有)真英技建加工場付近	市道東通り・市道札内路線	
千歳団地町内会 (千歳町1丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道中央通り・市道カルルス路線、	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ

中央栄町内会 (中央町1丁目、千歳町1丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道中央通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ、登別記念病院
中央町駅前町内会 (中央町1・2丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、登別記念病院
中央町三丁目町内会 (中央町3丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、登別記念病院
中央町十字街町内会 (中央町2～4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス、登別記念病院
中央町内会 (中央町5・6丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス
中央新生町内会 (中央町5・6丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス
中央東町内会 (中央町6・7丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近・幌別中学校付近	市道常盤通り・市道カルルス路線	
新川町内会 (新川町1～3丁目)	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	市民会館
新川第二町内会 (新川町3・4丁目)	望洋団地付近	市道西通り・市道常盤通り・市道望洋線	市民会館
香風町会 (富士町3丁目、新川町3丁目)	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道西通り・市道望洋線	市民会館
プレハブ町内会 (富士町3丁目)	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	市民会館
曙町内会 (富士町1・2・5丁目)	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道富士60号線・市道片倉13号線	市民会館
新和会 (富士町4～7丁目)	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	市民会館
山手町内会 (柏木町2丁目、富士町7丁目)	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	市民会館
柏木町内会 (柏木町1～4丁目)	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近・柏木ジュニアーズ石山球場付近・大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	道道上登別室蘭線・市道来馬西路線・市道望洋線・市道常盤通り・市道富士60号線・市道片倉13号線	市民会館
柏木団地町内会 (柏木町1丁目)	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近・柏木ジュニアーズ石山球場付近	道道上登別室蘭線・市道来馬西路線・市道望洋線	
片倉町内会 (片倉町2～6丁目)	望洋団地付近・望洋公園付近	道道弁景幌別線・市道望洋線	市民会館、西陵中学校
来福町内会 (桜木町1・2丁目)	青葉小学校付近	市道桜木5号線・市道中央通り・市道川上路線・道道上登別室蘭線	桜木市営住宅

さくら団地自治会 (桜木町2丁目)	青葉小学校付近	市道川上路線・道道上登別室蘭線	桜木市営住宅
桜木団地町内会 (桜木町4丁目)	青葉小学校付近	道道上登別室蘭線	桜木市営住宅
市営住宅桜木自治会 (桜木町4丁目)	青葉小学校付近	道道上登別室蘭線	桜木市営住宅
西川上町内会 (緑町2丁目、桜木町2～6丁目、青葉町)	ノボリトラシナイ川 高速道路付近	市道川上路線	桜木市営住宅
新登津町内会 (桜木町2丁目、緑町2丁目)	青葉小学校付近	市道川上路線・道道上登別室蘭線	桜木市営住宅
緑町団地町内会 (緑町2丁目)	青葉小学校付近	市道川上路線・道道上登別室蘭線	桜木市営住宅
青葉町青嶺高町内会 (青葉町)	いぶり花づくりネット ワーク付近	道道上登別室蘭線	北海道登別青嶺高等学校
若緑町内会 (緑町1丁目、若山町1丁目)	高速道路青葉橋付近・若山の家付近	市道中央通り・市道若山18号線・道道上登別室蘭線・市道若山15号線・市道若山61号線・市道若山31号線・市道若山24号線・市道若山26号線	北海道登別青嶺高等学校、桜木市営住宅
あかしや町内会 (若山町1・2丁目)	若山の家付近	市道若山15号線・市道若山61号線・市道若山31号線・市道若山24号線・市道若山26号線	北海道登別青嶺高等学校
若山団地町内会 (若山町2・3丁目)	若山の家付近	市道若山31号線・市道若山24号線・市道若山26号線	北海道登別青嶺高等学校
汐平町内会 (若山町3丁目、大和町2丁目)	富岸墓地付近・緑陽 中学校付近	市道鷺別学田路線・道道上登別室蘭線・市道富岸63号線	
大和町内会 (大和町1・2丁目)	いぶり花づくりネット ワーク付近・富岸 墓地付近	国道36号・市道若山15号線・市道若山16号線・道道上登別室蘭線	北海道登別青嶺高等学校、桜木市営住宅
富岸町内会 (富岸町1～3丁目)	いなか村付近・亀田 記念公園付近	市道富岸西路線・市道富岸学園通り・市道鷺別学田路線・市道富岸54号線	イオン登別店
新生団地自治会 (新生町2丁目)	亀田記念公園付近・ 亀田霊園付近	市道富岸西路線	イオン登別店
新生町2丁目町会 (新生町2丁目)	亀田記念公園付近・ 亀田霊園付近	市道富岸西路線・道道上登別室蘭線	イオン登別店
新生町内会 (新生町1・3丁目)	法栄寺付近、希望の 家付近・高野台団地 入口付近	市道新生58号線・市道新生59号線・道道上登別室蘭線・市道新生23号線・市道新生28号線・市道鷺別学田路線・市道新生1号線・市道富岸西路線・市道新生5号線・市道新生11号線・市道新生3号線	
新生町望洋町内会 (新生町5丁目)	法栄寺付近、希望の 家付近・高野台団地 入口付近	市道新生1号線・市道新生5号線・市道新生7号線・市道新生9号線・市道新生10号線	
新生北町内会 (新生町3・4丁目)	亀田記念公園付近・ 亀田霊園付近・法栄 寺付近	市道富岸西路線・市道鷺別学田路線	イオン登別店



新生町三丁目町会 (新生町3丁目)	法栄寺付近・老人憩 の家希望の家付近・ 高野台団地入口付近	市道新生23号線・市道新生2 8号線・市道鷺別学田路線・市 道新生1号線・市道新生5号 線・市道新生11号線・市道新 生3号線	
鷺別1丁目町内会 (鷺別町1丁目)	真宗寺・鷺別神社付 近・いしだ市民斎場 駐車場付近・緑ヶ丘 公園付近	国道36号・市道鷺別17号 線・道道室蘭環状線・道道上登 別室蘭線	
鷺別2丁目町内会 (鷺別町2丁目)	いしだ市民斎場駐車 場付近・緑ヶ丘公園 付近	道道室蘭環状線・道道上登別室 蘭線	
鷺別3丁目町内会 (鷺別町3丁目)	室蘭総合自動車学校 付近	市道鷺別16号線・市道鷺別学 田路線・市道美園30号線	道営住宅鷺別団地
鷺別町4丁目町内会 (鷺別町4丁目)	室蘭総合自動車学校 付近	市道鷺別16号線・市道鷺別学 田路線・市道美園30号線・市 道鷺別25号線	道営住宅鷺別団地
鷺別町6丁目町内会 (鷺別町6丁目)	室蘭総合自動車学校 付近	国道36号・市道鷺別25号 線・市道鷺別16号線・市道鷺 別学田路線・市道美園30号線	道営住宅鷺別団地
ひまわり町内会 (鷺別町4～6丁 目)	室蘭総合自動車学校 付近	市道鷺別30号線・市道鷺別2 9号線・市道鷺別25号線・市 道美園30号線・市道鷺別学田 路線	道営住宅鷺別団地、道営住宅で あえーるはまなす団地
はまなす町内会 (栄町1・2丁目、鷺 別町6丁目)	若草望洋広場付近・ 室蘭総合自動車学校 付近	国道36号、市道栄町27号 線・市道鷺別30号線・市道若 草101号線・市道若草100 号線・市道鷺別学田路線・市道 若草87号線・市道鷺別29号 線・市道鷺別25号線・市道美 園30号線	道営住宅であえーるはまなす 団地
ありあけ町内会 (栄町1丁目、鷺別 5丁目)	若草望洋広場付近・ 室蘭総合自動車学校 付近	国道36号・市道栄町27号 線・市道鷺別30号線・市道若 草101号線・市道若草100 号線・市道鷺別学田路線・市道 若草87号線・市道鷺別29号 線・市道鷺別25号線・市道美 園30号線	道営住宅であえーるはまなす 団地
はまわし町内会 (栄町2丁目)	若草望洋広場付近・ 室蘭総合自動車学校 付近・亀田記念公園 付近	国道36号・市道栄町27号 線・市道鷺別30号線・市道若 草101号線・市道若草100 号線・市道鷺別学田路線・市道 若草87号線・市道鷺別29号 線・市道鷺別25号線・市道美 園30号線・市道富岸西路線	道営住宅であえーるはまなす 団地、イオン登別店

富浜町内会 (栄町2～4丁目)	いなか村付近・亀田 記念公園付近	国道36号・市道富岸西路線・ 市道鷺別学田路線・市道富岸5 4号線	道営住宅であえーるはまなす 団地、イオン登別店
若葉町内会 (若山町4丁目、栄 町3丁目)	いなか村付近・亀田 記念公園付近	市道富岸西路線・道道上登別室 蘭線・市道富岸学園通り・市道 鷺別学田路線・市道富岸54号 線	イオン登別店
若草町内会 (若草町3・4・5・ 6丁目)	若草望洋広場付近・ 優和公園奥小川宅付 近・尾形組奥伊藤宅 付近・室蘭総合自動 車学校付近	市道若草79号線、道道上登別 室蘭線・市道若草37号線・市 道若草43号線・市道若草10 0号線・市道鷺別学田路線・市 道若草87号線・市道若草19 号線・市道若草1号線・市道上 鷺別4号線	
若草第二町内会 (若草町1・2丁目)	若草望洋広場付近・ 優和公園奥小川宅付 近	市道若草101号線・市道若草 49号線・市道若草79号線・ 道道上登別室蘭線・市道若草3 7号線・市道若草43号線・市 道若草100号線・市道鷺別学 田路線・市道若草87号線・市 道若草19号線・市道若草1号 線・市道上鷺別4号線	
美園南町内会 (美園町1～4丁 目)	上鷺別墓地付近・高 砂小学校付近	市道鷺別学田路線・道道上登別 室蘭線・市道鷺別旧墓地路線・ 市道美園24号線	
美園町会 (美園町3・5丁目)	上鷺別墓地付近・熊 谷宅裏山付近・上鷺 別神社付近	市道鷺別旧墓地路線・市道美園 24号線・市道美園16号線・ 市道美園76号線	
旭ヶ丘町内会 (美園町4丁目)	上鷺別墓地付近	市道鷺別旧墓地路線・市道美園 24号線	

※各避難対象地域の避難経路については、別に定める。

※高台避難場所、主な避難路、津波避難ビルについては、各地域の代表的な施設等の名称を記載しているものであり、これら施設等の利用を制限するものではない。

## 第3章 初動体制

### 1 職員の連絡・参集体制

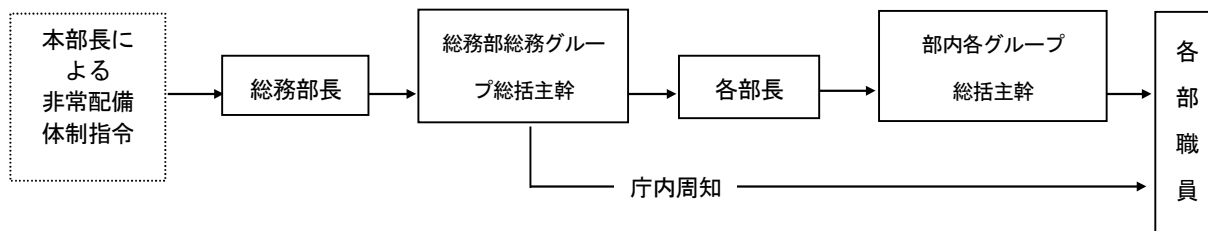
津波による人的被害を軽減するためには、津波警報等の伝達や避難指示等の発令を早期に、かつ正確に行うことが重要である。

そのため、勤務時間内又は勤務時間外に津波警報等が発表された場合や震度4以上の地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制については、「登別市地域防災計画『第1編 総則・防災組織』－『第3章 防災組織』－『第3節 非常配備体制』」に定めるもののほか、次による。

#### (1) 勤務時間内の伝達系統

- ① 非常配備体制（警戒体制・非常配備）が指令された場合、又は市本部を設置した場合、本部長（市長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに庁内周知などにより職員に周知する。
- ② 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

※地震・津波に関する非常配備体制については、震度4以上の地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの配備体制が発令されたものとする。



#### (2) 勤務時間外の伝達系統

- ① 総務部総務グループ総括主幹は、震度4以上の地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合は非常配備区分に基づき関係職員に連絡又は職員を招集するものとする。
- ② 夜警員は、住民及び関係機関等から次に掲げる情報の通報等があったときは、総務部総務グループ総括主幹に連絡する。
  - ◎ 災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
  - ◎ 災害が発生し、緊急に応急処置を実施する必要があると認められる場合。
  - ◎ 災害発生のおそれがある異常現象があった場合。

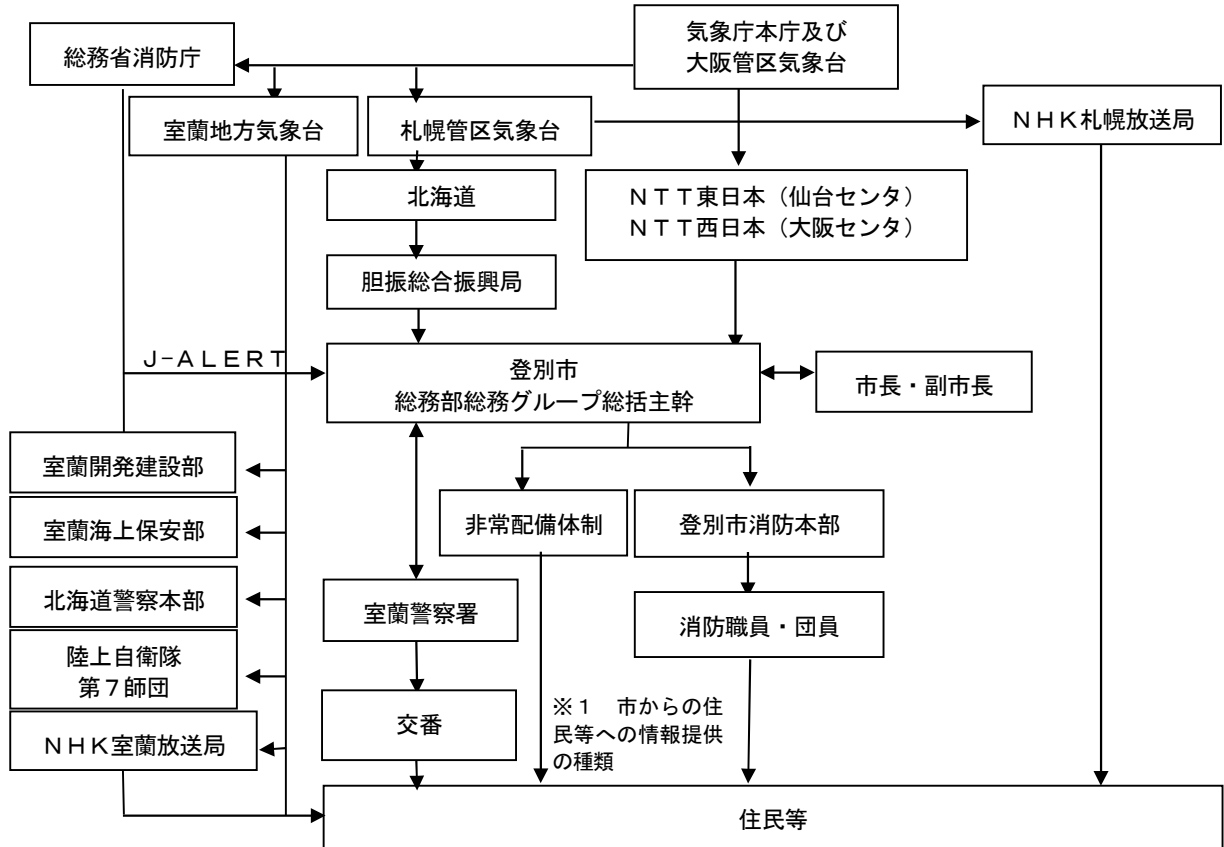
#### (3) 警戒体制・配備体制

警戒体制・配備体制については、「登別市地域防災計画『第1編 総則・防災組織』－『第3章 防災組織』－『第3節 非常配備体制』」によるものとする。

## 2 津波情報の収集・伝達

### (1) 津波情報の収集・伝達

津波警報等の伝達系統等は次のとおりとする。



※1 防災行政無線、車両による広報、登録制メール・ツイッター及び緊急速報メールによる発信、町内会長及び防災協力員への電話連絡、FMびゅ～を活用した情報発信

### (2) 指定避難所からの情報収集

指定避難所開設後、市職員が避難所内の避難者の安否情報を収集し、災害対策本部に報告する。

## 第4章 避難指示等の発令

避難指示等の発令については、「登別市地域防災計画『第2編 風水害防災計画』－『第3章 災害応急対策計画』－『第4節 避難対策計画』」に準ずるほか、次による。

### 1 発令基準

避難指示等の発令基準は次のとおりとする。

種別	基準	避難者が目指す避難場所	安全が確認された後の指定避難所	災害対策本部等の設置
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠地地震後に気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合</li> </ul> ※津波到達予想時刻により発令時刻を検討	高台避難場所  ※津波注意報の場合は沿岸部から離れる	第2章津波避難計画 第3項避難所「津波災害警戒区域外にある指定避難所一覧（大津波警報、津波警報共通）」及び津波警報時については、3m未満の浸水深の予報であることから、JRの線路以北（山側）の指定避難所を選定	大津波警報：災害対策本部の設置
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報が発表された場合</li> <li>津波警報が発表された場合</li> <li>津波注意報が発表された場合</li> </ul>			

### 2 発令時期及び発令手順

避難指示等の発令は、市長が前述の発令基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

なお、市長に連絡がとれない場合は、次の順位でこれを委任する。

委任順位	職名
順位1位	副市長
順位2位	総務部長

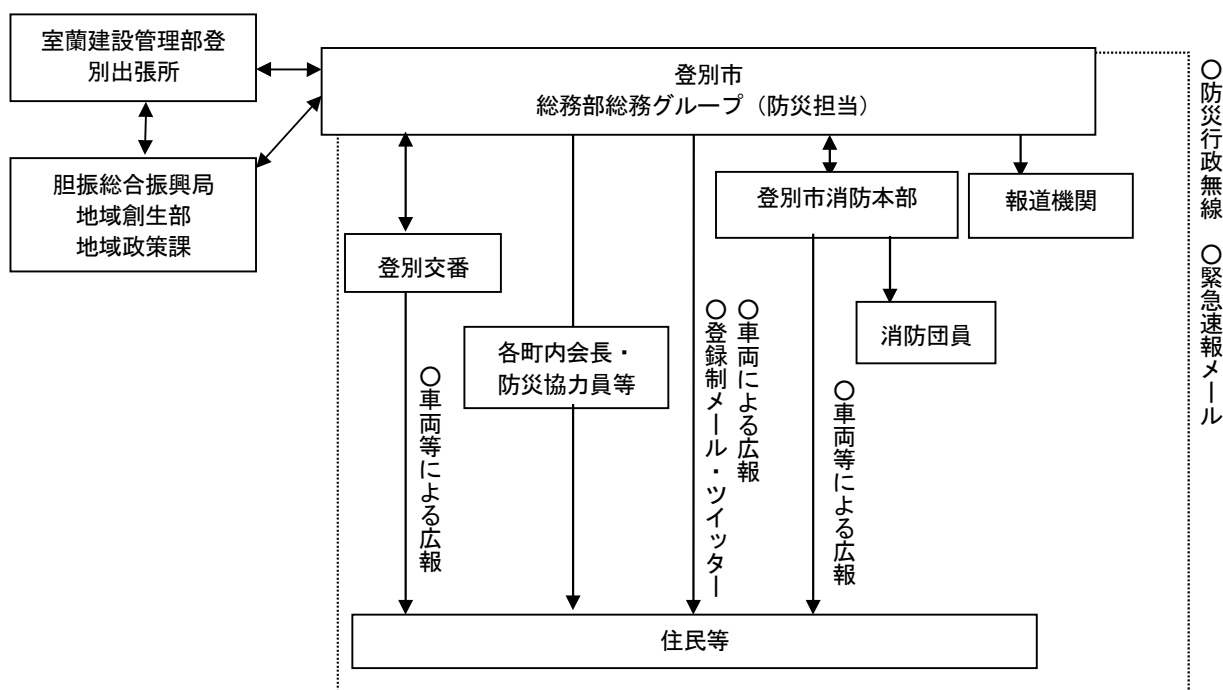
避難指示等の解除の発令は、津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

ただし、浸水被害が発生した場合は、津波警報等が解除され、かつ、住宅地での浸水が解消した段階を基本とする。

### 3 伝達方法

避難指示等の伝達方法は、防災行政無線、車両による広報、報道機関への放送要請、市ウェブサイトへの掲載、電子メール（登録制メール・ツイッター及び緊急速報メール）の送信、町内会長及び防災協力員への電話連絡とする。

伝達系統は次のとおりとする。



大津波警報等の発表時の避難指示等の伝達内容は次の文章を参考に作成する。

(1) 大津波警報、津波警報が発表された場合

- ・ 防災行政無線、広報車等

緊急放送、緊急放送 こちらは、登別市です。  
 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、避難指示を発令しました。  
 浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビル等の高い場所に避難してください。

- ・ 緊急速報メール、Lアラート、登録制メール等

●●／●● ●●：●● 避難指示発令  
 対象地域：●●町●●丁目  
 避難場所：高台や津波避難ビル  
 理由：大津波警報発表（又は、津波警報発表）  
 備考：上記対象地域にお住まいの方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。

(2) 津波注意報が発表された場合

- ・ 防災行政無線、広報車等

こちらは、登別市です。  
 津波注意報が発表されたため、避難指示を発令しました。  
 海の中や海岸付近は危険です。  
 ただちに海岸から離れてください。

(3) 停電や通信途絶等により、津波警報を適時に受け取る状況において強い揺れ等で避難の必要を認めた場合

・ 防災行政無線、広報車等

緊急放送、緊急放送 こちらは、登別市です。  
強い揺れの地震（又は、揺れが長い地震）があり、津波が発生する可能性があるため、避難指示を発令しました。  
浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビル等の高い場所に避難してください。

・ 緊急速報メール、Lアラート、登録制メール等

●●／●● ●●：●● 避難指示発令  
対象地域：●●町●●丁目  
避難場所：高台や津波避難ビル  
理由：強い揺れの地震（又は、揺れが長い地震）発生  
備考：上記対象地域にお住まいの方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。

## 第5章 津波防災・減災対策の教育・啓発

津波防災・減災対策にあたっては、ハード面の整備だけでは限界があり、まず、住民等が「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な考え方を理解し、実践することが重要である。

そのため、津波発生時には円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の津波の危険性、自ら危険に関する情報を収集する重要性、受け身ではなく自ら津波から逃げる能動的な避難行動について、次の手段・内容等により教育・啓発を図る。

### 1 津波防災・減災啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、広報紙、映像資料、ウェブサイト、防災研修会等を活用し、啓発に努める。

### 2 津波防災・減災啓発の内容

津波の被害など、具体的な事例を盛り込みながら住民等に対して次のような防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

#### ◎津波に対する心得12箇条

1	「自分の命は自分で守る」という意識を持つ。
2	海水浴や釣りに出かけるときは携帯ラジオなどを持って行く。
3	高台避難場所を確認しておく。
4	強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
5	地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
6	正しい情報をパソコン、携帯電話、ラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
7	津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
8	津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
9	津波の前に引き潮が必ずあるとは限らない。
10	家族で避難する場所を事前に話し合っておく。
11	避難するときは、原則、徒歩で避難する。
12	町内会等で避難訓練を実施し、平時からスムーズな避難に備えておく。

#### (1) 津波に対する基礎知識

津波発生メカニズムや津波の速さ、高さなどの知識など。

#### (2) 津波災害警戒区域

日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う津波の浸水想定区域は、基準水位による浸水を想定（津波災害警戒区域）



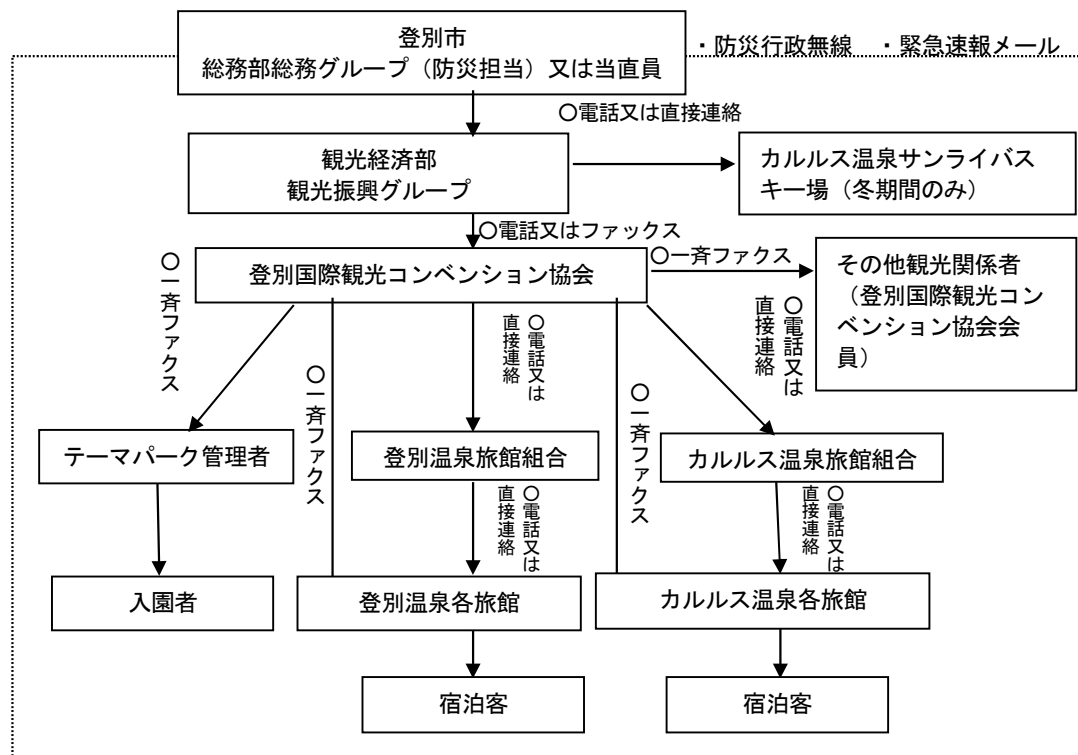
### (3) 津波ハザードマップ

日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う津波災害警戒区域による浸水想定区域（津波災害警戒区域）をはじめ、指定緊急避難場所等を掲載した地図。

## 第6章 観光客への避難対策

海拔表示、指定避難所までの誘導、避難誘導看板等の表示について、外国人観光客にも配慮して多言語化を図るほか、大津波警報発表時など、有事の際には、登別国際観光コンベンション協会や登別温泉旅館組合、カルルス温泉旅館組合、テーマパーク施設管理者等関係団体と連携して、観光客等への津波情報の周知を図る。

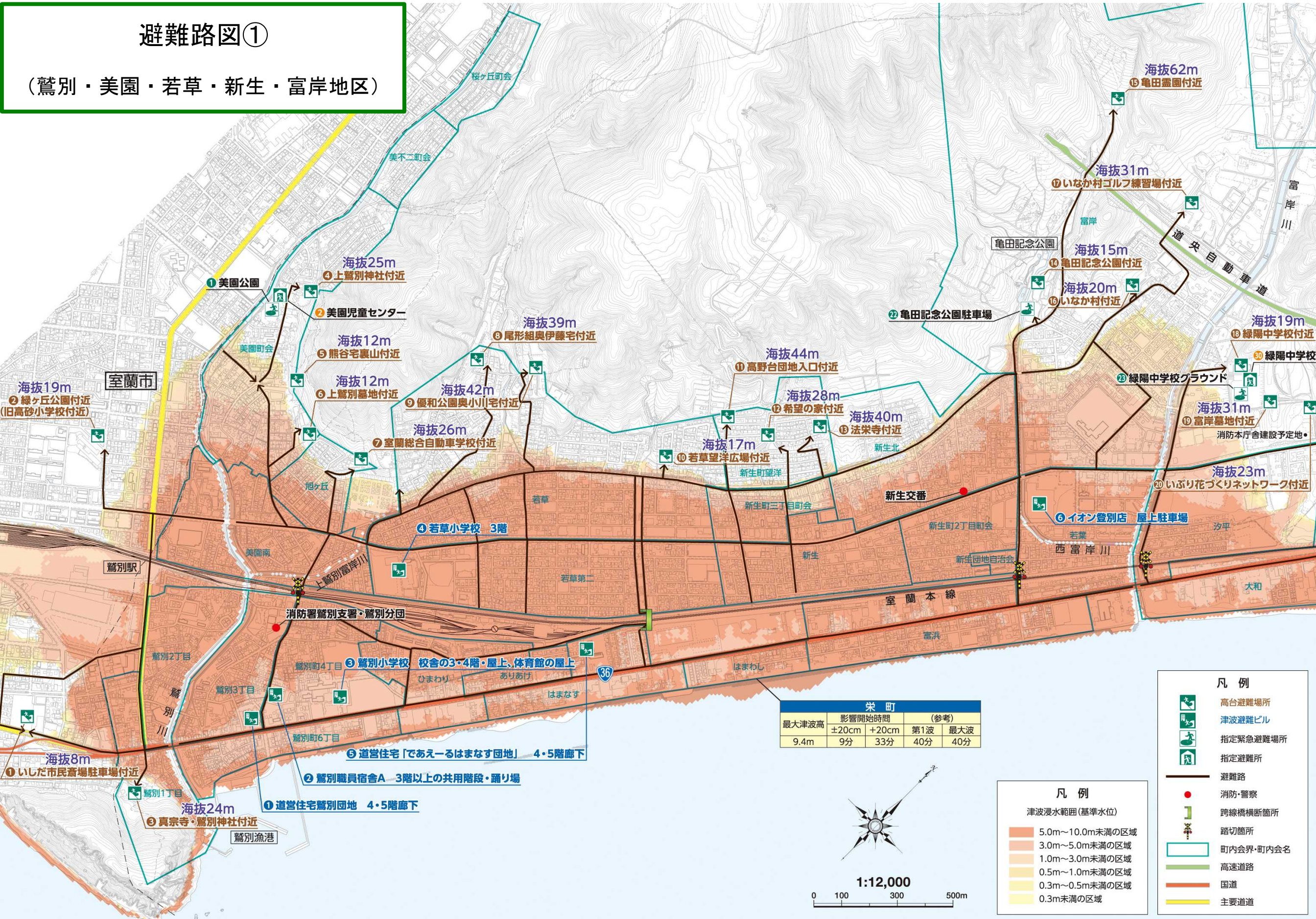
伝達系統は次のとおりとする。





# 避難路図①

(鷺別・美園・若草・新生・富岸地区)



- 凡例**
- 高台避難場所
  - 津波避難ビル
  - 指定緊急避難場所
  - 指定避難所
  - 避難路
  - 消防・警察
  - 跨線橋横断箇所
  - 踏切箇所
  - 町内会界・町内会名
  - 高速道路
  - 国道
  - 主要道路

- 凡例**
- 津波浸水範囲(基準水位)
- 5.0m~10.0m未満の区域
  - 3.0m~5.0m未満の区域
  - 1.0m~3.0m未満の区域
  - 0.5m~1.0m未満の区域
  - 0.3m~0.5m未満の区域
  - 0.3m未満の区域



# 避難路図②

(富岸・青葉・幌別地区)

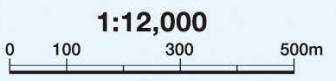
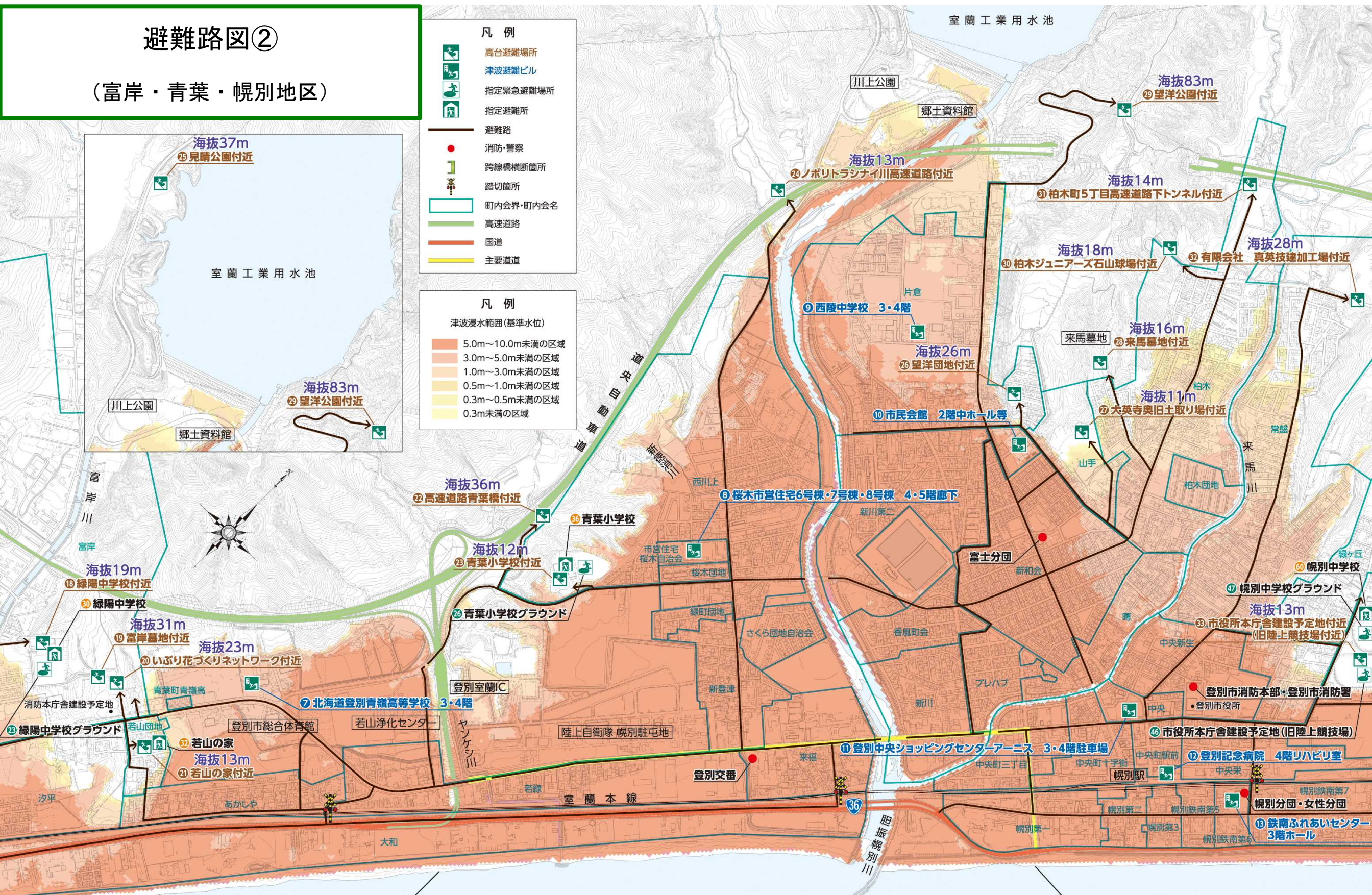
**凡例**

- 高台避難場所
- 津波避難ビル
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 避難路
- 消防・警察
- 跨線橋横断箇所
- 踏切箇所
- 町内会界・町内会名
- 高速道路
- 国道
- 主要道路

**凡例**

津波浸水範囲(基準水位)

- 5.0m~10.0m未満の区域
- 3.0m~5.0m未満の区域
- 1.0m~3.0m未満の区域
- 0.5m~1.0m未満の区域
- 0.3m~0.5m未満の区域
- 0.3m未満の区域



大和町 (参考)					
最大津波高	影響開始時間		第1波	最大波	
10.2m	±20cm	+20cm	41分	41分	41分

幌別町 (参考)					
最大津波高	影響開始時間		第1波	最大波	
10.0m	±20cm	+20cm	42分	42分	42分



# 避難路図③

(幌別・幸町地区)

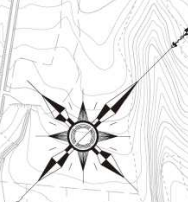
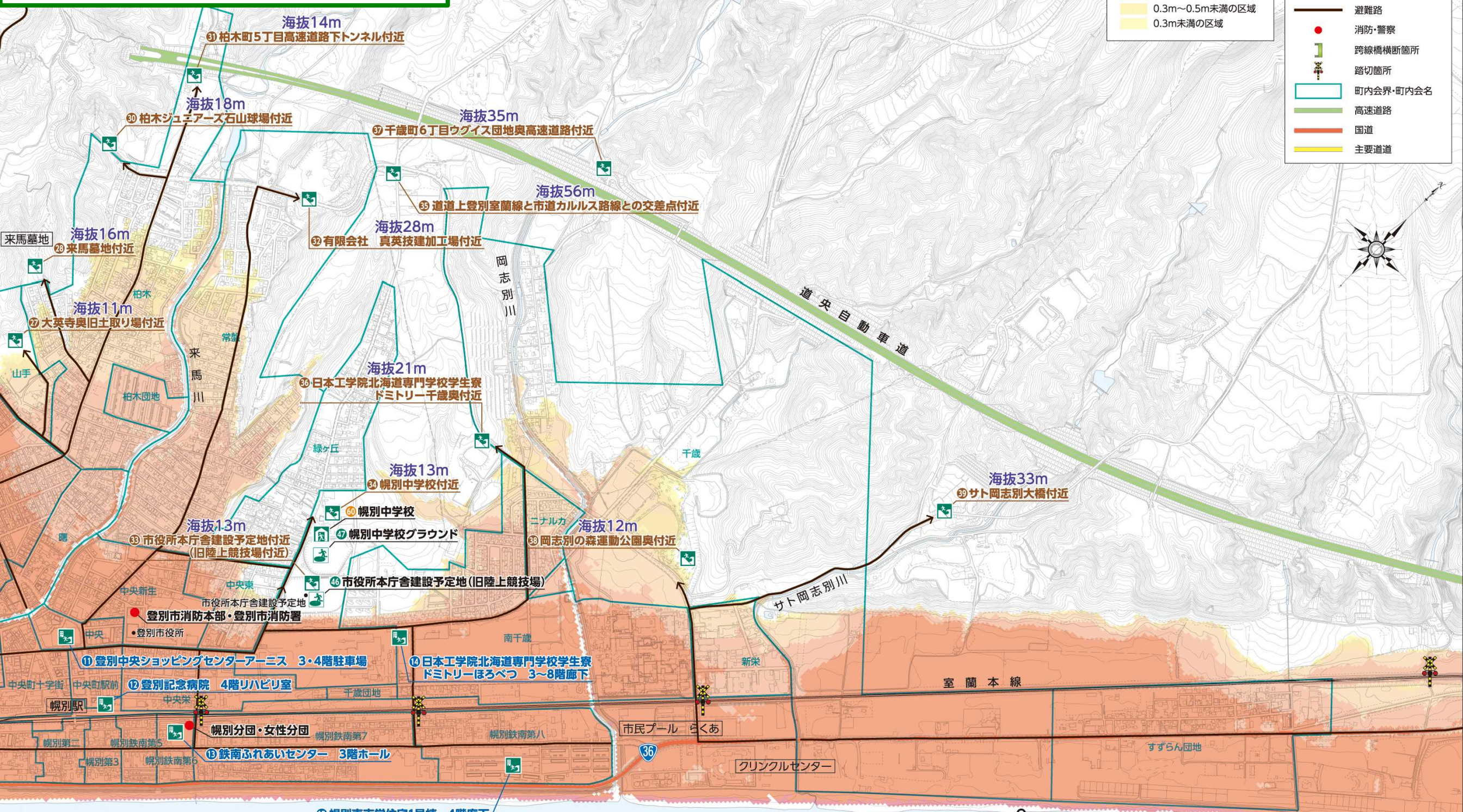
**凡例**

津波浸水範囲(基準水位)

- 5.0m~10.0m未満の区域
- 3.0m~5.0m未満の区域
- 1.0m~3.0m未満の区域
- 0.5m~1.0m未満の区域
- 0.3m~0.5m未満の区域
- 0.3m未満の区域

**凡例**

- 高台避難場所
- 津波避難ビル
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 避難路
- 消防・警察
- 跨線橋横断箇所
- 踏切箇所
- 町内会界・町内会名
- 高速道路
- 国道
- 主要道路



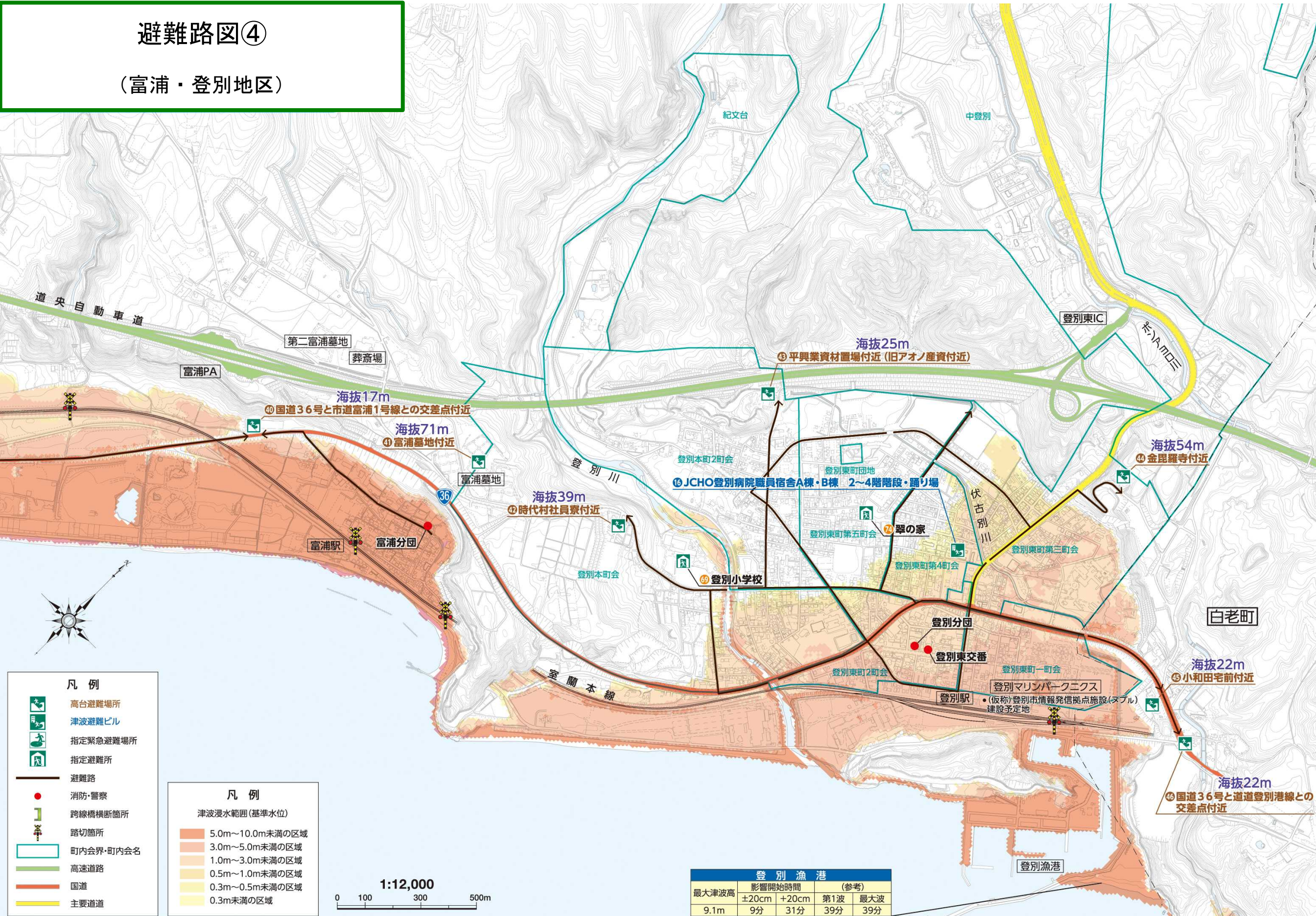
最大津波水位 T.P.+12.0m

幸町		(参考)	
最大津波高	影響開始時間	第1波	最大波
11.4m	±20cm +20cm	11分 33分	42分 42分



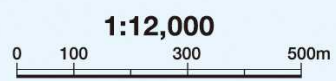
# 避難路図④

(富浦・登別地区)



- 凡例**
- 高台避難場所
  - 津波避難ビル
  - 指定緊急避難場所
  - 指定避難所
  - 避難路
  - 消防・警察
  - 跨線橋横断箇所
  - 踏切箇所
  - 町内会界・町内会名
  - 高速道路
  - 国道
  - 主要道路

- 凡例**
- 津波浸水範囲(基準水位)
- 5.0m~10.0m未満の区域
  - 3.0m~5.0m未満の区域
  - 1.0m~3.0m未満の区域
  - 0.5m~1.0m未満の区域
  - 0.3m~0.5m未満の区域
  - 0.3m未満の区域



登別 漁港 (参考)				
最大津波高	影響開始時間		第1波	最大波
9.1m	±20cm	+20cm	39分	39分



沿革

平成25年11月 策定

平成29年 2月 一部変更

令和 4年 3月 一部変更

**登別市総務部総務グループ（防災担当）**

電 話 0143-85-1130

ファクス 0143-85-1108